

令和3年第5回(6月)川南町議会定例会会議録

令和3年6月14日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

令和3年6月14日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 議案第37号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第38号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第39号 川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第40号 高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の受託について |
| 日程第5 | 議案第41号 尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の受託について |
| 日程第6 | 議案第42号 令和3年度川南町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第7 | 議案第43号 令和3年度川南町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第8 | 議員派遣の件について |
| 日程第9 | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について |
| 日程第10 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 日高 裕嗣 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	新倉 好雄 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	大山 幸男 君
環境水道課長	橋口 幹夫 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	三角 博志 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開議

○議長（中村 昭人君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控え室に御移動願います。

午前9時00分休憩

午前10時00分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1、議案第37号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第2、議案第38号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、日程第3、議案第39号川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第40号高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の受託について、日程第5、議案第41号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の受託について、以上、5議案を一括議題とします。

本、5議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第37号、38号について審査の経過と結果について報告いたします。いずれの議案も担当職員に出席を求め、委員全員出席のもと審査いたしました。

議案第37号「川南町国民健康保険税条例の一部改正について」は、税務課並びに町民健康課から担当職員出席のもと審査を行いました。国保税率の変遷ですが、平成20年に基金残高が80万円のみとなり、翌平成21年に調定額で前年比27.2%増としました。その後平成28年まで税率の変更を行わず推移し、平成29年度には所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を廃止し、3方式に改正して税率も前年比5.2%減に引き下げました。さらに平成30年度には平等割を廃止し、2方式として税率も前年比12.6%減としてきたところです。しかしながら、このままいくと2～3年で基金が枯渇し、平成20年度のように慌てて引き上げる状態になりかねない状況になっているとのことです。確かに平成30年度からは国保特別会計の繰入金や繰越金を除いた単年度収支差引額は毎年マイナスとなっております。この事を鑑みて、僅かでも税率を少しずつ緩やかに上げていき、負担感を抑えて安定した生活を求めるとしています。なお、この税率引き上げ案では、前年比2.9%増の見込みとなっております。また、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免特例については、1年間延長し、

令和4年3月31日までとするものです。なお、本件は対象者本人の申請が求められるため、制度の通知を被保険者全員にもれなく通知するよう委員から意見が付されました。審査の結果、討論、異議なく全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」は、提案理由の説明でもあったように「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正により通称J-LISと言われる地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されることに伴うものです。同法の改正は令和3年9月1日から施行され、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収事務についてはJ-LISより市区町村に委託することができることとなります。このため、条例で定めていた個人番号カードの再交付手数料については、9月1日以降その条例の規定が不要となるので削除するものです。ただ9月1日以降も現在と同じように再交付手数料を窓口で預かりJ-LISに支払うことになるので、委員から歳計外現金の取扱いには十分注意するようにと意見が付されました。審査の結果、討論、異議なく全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（米田 正直君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第39号、40号、41号について関係課職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

議案第39号「川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、この議案は、拠点施設の施設中、自動販売機コーナーの項目を削除するもので、今まで、NEXCO西日本と自動販売機メーカーが契約をしていたものを直接、川南町まちづくり株式会社が自主事業として、自動販売機メーカーと契約を結ぶものであります。自動販売機によっては使用料が条例で定める率を超えることも考えられ、差があってはならないということで、自動販売機コーナーを削除します。併せて川南町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するものです。実際には、インフォメーション及び休憩施設に自動販売機は置くことになっています。この場所を利用し、川南産農産物を展示販売したらどうかという意見がありました。慎重に審査をし、全員賛成で可決であります。

議案第40号「高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の受託について」、議案第41号「尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の受託について」、この議案は国営造成施設管理体制整備促進事業のうち、多面的機能の適正な発揮に係る部分が令和3年度から令和4年度までの時限的な制度であったものを恒久的な制度として新設される水利管理施設強化事業についての事務の受託をするもので、高鍋川南地区については木城町から、尾鈴地区については高鍋町及び都農町から事務を受託し、規約を定めて事務事業を実施するものであります。

2議案慎重に審査をし、2議案とも全員賛成で可決であります。以上、文教産業常任委員会

に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第37号川南町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第37号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論をいたします。国民健康保険法は、その1条でこの法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると定めています。私は、これまで予算決算議会や一般質問で多くの町民の声は国保料の負担軽減だと訴えてきました。2018年4月から国保の財政運営が都道府県単位となり、政府は毎年3,400億円の公費を計上しています。今回の国保税引き上げは、今は基金があるがこのままのペースで推移すると、4、5年で基金が枯渇することから引き上げを行うとのこと。高すぎる国保税を引き下げ、将来にわたって、保険料高騰を抑えていくには、国庫負担割合を引き上げ、国保の財政構造を変えることが緊急の課題だという点で、国に対して、国庫支出金の割合は、1980年度57.5%ありましたが、2009年度から24.7%にまで減少していますので、この国庫負担水準を元に戻すように要請してほしいことを求めて、今議会提案の条例の一部改正について国保税を引き上げる提案に反対いたします。以上、反対討論といたします。

○議長（中村 昭人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第37号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第37号川南町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり

可決されました。

議案第38号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第38号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第39号川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の受託について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第40号高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の受託については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の受託について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第41号尾鈴地区水利施設管理強化事業の事務の受託については委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第42号令和3年度川南町一般会計補正予算（第1号）、日程第7、議案第43号令和3年度川南町一般会計補正予算（第2号）、以上、2議案を一括議題とします。

本2議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（川上 昇君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第42号令和3年度川南町一般会計補正予算第1号について、審査の経過と結果について報告します。まず、予算書4ページの第2表地方債補正は、緊急防災・減災事業の消防費として420万円増額し、限度額を650万円にし、補足説明にもあったとおり第2部消防機庫通浜方面隊の新築工事に充てるものです。なお、本件は委員会審査の冒頭、現地確認しました。歳出の2款1項6目企画費の110万円は、企業版ふるさと納税展開事業の募集に係るポータルサイトの利用料と決済手数料です。寄付があった場合に発生するいわゆる成功報酬で、利用する業者はJTBとのことです。同じく11目自治振興費の250万円も補足説明にありましたが、祝子塚振興会が実施する一般コミュニティ助成事業予算です。これは一般財団法人自治総合センターからの助成金を受け、そのまま10分の10で交付しますが、委員から本事業に関する町の広報姿勢が消極的で町内の希望者に十分伝わらず、出したもの勝ちになるのではと指摘があり、ホームページや広報誌のみでなく例えば公民館長を通じて伝えるなど、広くPRするよう意見が付されました。4款1項2目の予防費2,602万5千円は新型コロナウイルス感染症

対策事業のワクチン接種委託料です。7月末までに65歳以上の者を完了させようとする国の強い意思表示の元、それにかかる費用は全額国が負担するものです。町の計画に対し、接種事業を大きくスピーディーに展開するべく、サテライト型接種施設2か所では、接種回数を増やすとともに、基本型接種施設についても医師、看護師を増員し、さらに接種日数も増やして対応するものです。国からの要望に基づき、新たに必要となったハード面の経費や医師、看護師への報酬、接種費用、協力金等を積算しています。審査の結果、討論や特段の異議もなく、原案通り全員賛成で可決しました。以上で、報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（米田 正直君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第42号、43号について、関係課職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について、御報告を申し上げます。議案第42号、令和3年度川南町一般会計補正予算第1号について、農林水産業費の農業人材受入れ環境モデル構築事業補助金29万5千円は、トレーニングハウスに女性専用の仮設トイレを設置するもので、現在、男女共用の便所がありますが、女性に配慮した環境をとということでの予算計上であります。トレーニングハウスは、町の看板事業でもあり、仮設ではなく、常設すべきではないかという意見が出されました。

次に、緊急水稲カメムシ防除対策事業補助金、974万2千円については、JA尾鈴管内で平成29年度より、1等米比率が極端に低下している。その原因は、カメムシによる斑点米である。また、要因としては、今まで出穂期から乳熟期にカメムシ防除の慣例となっていたが、カメムシの大型化で収穫前の成熟期まで加害することが判明し、斑点米による格下げの要因となっている。尾鈴地域のカメムシ防除は、防除不足や適期防除ができていないと考えられるとあります。その改善策として、今年度、実証実験により、尾鈴地域の1等米比率の向上と農家に対する適期防除の再認識、併せて農家所得の向上を図るものであります。479ヘクタールを収穫7日前までに防除できるスタークル剤を利用し、散布するものであります。カメムシの被害について、飼料米の防除不足があるのではという声もありますが、根拠解明には至っていないということであります。

商工費のコロナ対策電子地域通貨プレミアムポイント付与報償費3千万円の減額は、町単独予算で1億3千万円分のポイント分が地域内で還流するため、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた町内経済の浮揚を図ることを目的としていましたが、国の自治体マイナポイントモデル事業1,200万円と県の事業を活用したプレミアム付地域通貨事業1,800万円に組み替えたものであります。なお、全国のモデル自治体として認可され、今年度認可される自治体は全国で23団体ということであります。システム開発委託料は2,145万円については、国が10割負担で、トラストバンク社へ支払うものです。プレミアム付地域通貨事務委託料は商工会に委託するものであります。マイナポイントモデル事業は、マイナンバーカードを持

ったスマートフォンでチャージできる人が対象でチャージ額に3割上乗せの地域通貨を付与する事業、またプレミアム付電子地域通貨事業については、全町民を対象に3割を上乗せした地域通貨カードを購入していただく事業であります。どちらの事業も5万円を上限としています。取扱店舗の拡大と分かりやすい、利用しやすい仕組みづくり及び役場での懇切丁寧な説明対応をお願いしたいという意見が出されました。

教育費の新型コロナウイルス感染症対策事業では、国の感染症対策等の学校教育活動継続支援事業を活用し、マスク、消毒液、ハンドソープなどの消耗品費、修学旅行の密を避けるためのバス借り上げ料、非接触型検温器、加湿器、空気清浄器等を購入する備品購入費を小学校費、中学校費に予算計上したものであります。補助の限度額は、300人以下の学校は40万円、300人以上は、60万円、2分の1の補助事業で限度額いっぱいの600万円の予算を計上したものであります。多様な人材を育む教育の推進25万1千円は、県の持続可能みやぎづくりを実現する環境教育推進事業10分の10を活用し、予算計上されたものであります。この事業は県が指定推進校として小中学校8校、県立高校2項を指定したもので、国光原中学校が指定を受け、実施するものであります。指定された要因として、これまでの取組で芋の栽培をして、軽トラ市で販売をする、また通山小学校と出身小学校ということで連携しクリーン作戦などを行い、主体的に行動できる生徒の育成が評価されたのではないかとということであります。慎重に審査をし、全員賛成で可決であります。

議案第43号「令和3年度川南町一般会計補正予算（第2号）」について、この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ702万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億7,101万2千円とするものであります。商工費702万円を増額し、県独自の緊急事態宣言を受け、経済的影響を受けた飲食店、代行業者、タクシー事業者に対して、支援金を交付するものであります。飲食店には令和元年度又は令和2年度の事業収入により、1千万円から2千万円については、15万円、2千万円以上については、20万円、1千万円以下については10万円を交付するものです。また代行運転、タクシー事業者には10万円に2台以降、2万円を加算し、最大20万円を交付するものであります。申請期間は令和3年6月16日から7月16日までとなります。町のスタンスとして、要望書によるものだけではなく町民全体の経済的疲弊している状況を把握する必要があるのではないかと意見がありました。慎重に審査し、賛成多数で可決であります。以上、文教産業常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、委員長報告を終ります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

議案第42号令和3年度川南町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第42号令和3年度川南町一般会計補正予算（第1号）、私は、令和3年度川南町一般会計補正予算案について、反対の立場で討論をいたします。商工費の提案は、自治体マイナポイントモデル事業で地域の中にお金が回るメリットがあるとのことですが、お金を持っている方が得をする、無い人は買えない、マイナンバーを進めるためのもので不公平だと感じます。スマートフォンを使いこなせない人は、取り残されます。マイナカードを持ってない人も地域通貨カードを買えます。3割上乘せられ、上限5万円です。とメリットがあると言われても、私を含め、多くの町民にはゆとりがありません。デジタル技術を使える人と、使えない人との間で、行政サービスに格差があってははいけません。経済的にスマホを持ってない住民や高齢者や障がい者などデジタルに対応できない住民が置き去りにされると思います。慣れてくると言いますが、そう簡単なことではありません。今後行政のデジタル化による業務処理の改変があり、リモートやWebなどによる住民とのコミュニケーションのあり方が問われます。また、税の情報を取り扱う上で、セキュリティーの問題は大きくデータ流出やサイバー攻撃による事件などが後を絶ちません。利便性を追求するあまり、リスク管理対策が後回しになっていないか、住民の個別事案を取り扱う以上、想定外では済まされません。なぜ、国がマイナポイントを進めるのでしょうか。それは、世界から遅れをとっている日本のキャッシュレスサービスを普及させたいからです。この業界は今、米国のアップルPayやアマゾンPayが市場を大きく占め、中国企業も勢いを持っています。キャッシュレス化は、韓国や中国、そして欧州や米国でもかなりの勢いで進んでいます。日本では、キャッシュレス化が進んでおらず、このままでは日本の企業が埋没してしまうと危機感を感じているからマイナンバーカードを使って、日本のキャッシュレス事業にテコ入れして、大きくする狙いだと思います。国民のためではなく、大企業のもうけのためなので、反対です。今、町民の暮らしは、年金は減らされながら、医療や介護の負担は増え、消費税増税が追い打ちをかけるという厳しい状況の中、突然の新型コロナウイルスの発生により、命も暮らしも経済もあらゆるところに深刻な影響が及びました。現在、感染者ゼロの日が更新されていますが、まだまだ安心はできません。十分な対策が必要です。地域通貨を使える店もどこでも使えるようにしてほしいです。こうした状況の中で、町民の暮らし、地域経済、基幹産業である農業をどう守っていくのか、町民の暮らしを守り、福祉の増進に努めるとする地方自治体の役割が一層問われています。町民の苦難に心を寄せた温かな行財政運営を求めまして、反対討論といたします。

○議長（中村 昭人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第42号令和3年度川南町一般会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号令和3年度川南町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第43号令和3年度川南町一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論をいたします。その理由についてであります。新型コロナウイルス感染症が世界中に感染拡大し、世界的に経済恐慌に陥る中、我が国も第4波のコロナ禍の中にあり、その影響で本県も感染が急拡大し、河野県政は5月9日に県独自の緊急事態宣言を発令しました。それを受け、本町の飲食業者は、4人以上の会食、アルコールの提供等の自粛や消毒の徹底、時短営業等、ありとあらゆる感染防止対策を講じてきましたが、いまだに収束の見通しが立たないコロナ禍において、町は本年度当初予算で地域通貨活用経済循環創出事業1億5,761万1千円を実行しています。しかしながら、費用対効果が見込めないのか今回商工会が飲食業者等を主としたアンケートの実施と同時に意見交換会を行っています。その結果から分かったのは、今年は第1波の昨年より、売上げが減っているとの回答した事業所が多くあり、またこれまでの実施施策について、持続化給付金をはじめとする国、県そして町の各種給付金すなわち現金給付対策、施策が事業継続に役立ったとの意見が多くあり、その結果を受け、今回、商工会の給付金支給を求める要望書のために、新型コロナウイルス感染症対策事業費702万円を町は、一般財源を原資に予算計上したものでありますが、対象となるのは飲食業56軒、運行業者9軒で合計65業者とのことであり、割ること1軒10万8千円での支給ですが、事業内容で、上限20万を見込んでいるところもあり、それが多い場合は、10万円の支給が見込める事業所も出てきます。そのことからして、これに従事した漁業者支援事業一律20万円給付事業の50.8%となっています。公平性、また、従業員の生活支援等にも配慮に欠けており、事業費を上積みし、手厚く支援すべきと思っています。そこで、問題となるのが、財源であります。議案第42号令和3年度川南町一般会計補正予算（第1号）における7款1項商工費1目商工費2目商工業振興費の国、県の補助金が見込まれ減額された事業実施に影響を及ぼさぬ950万円の繰入金と一般財源165万7千円合計1,115万7千円を充当すれば、合計1,817万7千円と2倍以上の予算になり、1軒当たり約28万円を支給でき

ることになり、商工会の要望趣旨に答えられると思われるとともに、会計、要望書に配慮した予算案となると、自分の個人的な見解に至った原案に対する代替案をもつての反対討論であります。なお、財源原資は、利用しなければ同一款項目の商工業振興費の留保金となるもので、財源更正は容易であり、組替え増額し、議員発議の増額修正案の提案という強行手法もありましたが、議長の一方向的な発言制止により、趣旨が伝わらず、意見集約、合意形成等が厳しくなると思い、原案に反対、廃案とし、執行機関の英断と勇断による代案原資を運用した増額要請予算を早期に再議に付するチャンスを与えるための苦肉の策であります。ちなみに隣町木城町は、6月議会にコロナ禍で売り上げが減った対象90軒であります。それ以上が出るが見込んだ事業者に向けた事業計画継続支援給付金、本町の2倍の1,400万を予算計上し、議会が可決、閉会しています。これらを踏まえた上で木城町の半額予算を賛成させ、商工会や関係者にひんしゆくを買うか原案に反対し、執行機関に増額予算提案の再議機会を与え、それを可決、商工会要望関係者に感謝されるかその判断は、皆様に委ねるところであります。私の趣旨説明に皆様の賛同を求めて、以上で討論を終わります。

○議長（中村 昭人君） ほかに討論はありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第43号令和3年度川南町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論をいたします。先ほど反対討論でありました児玉議員と考え方が全く同じであります。今回この予算を早急に通すことが今の飲食店にとって必要であると考え、賛成討論いたします。皆様の御賛同をお願いいたします。併せて、9月までの定例議会を待たずに早急な手当をしていただくように執行部の方をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第43号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第43号令和3年度川南町一般会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました

議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をしました。

日程第9、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について、本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、令和3年第5回川南町議会定例会を閉会します。

午前10時45分閉会
